

豊田みのり園に対する行政処分決定について

このたび、当豊田みのり園及びみのり園ショートステイセンターは豊田市より行政処分を受けることとなりました。ご利用者様並びにご家族様、関係者の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。この処分を厳粛に受け止め、法人一丸となって信頼回復に努めてまいります。

1. 行政処分の内容

- ・ 内容 豊田みのり園、みのり園ショートステイセンターにおける新規利用者受入停止
- ・ 期間 令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日
- ・ 理由 令和 6 年 11 月に発生した職員による入所者への人格尊重義務違反(虐待)

2. ご利用者様へのサービスの提供について

今回の行政処分は、新規の利用者様の受入停止を伴うものであり、現在ご利用いただいている皆様へのサービス提供は、通常通り継続いたします。ご利用者様の生活に支障が出ないよう、職員一同、これまで以上に丁寧なケアを徹底してまいります。

3. 再発防止に向けて

法人内組織体制の見直し、施設設備に関する取り組み(見守りカメラの導入)、職員研修の実施、職員のメンタルケアサポートの導入、職員が匿名で通報できる外部窓口の設置等、経過報告でもお伝えした内容を中心に再発防止に向けた取り組みを継続していきます。